

○高岡市ふくおか総合文化センター条例

平成17年11月1日

条例第205号

改正 平成24年9月26日条例第26号

平成25年3月21日条例第23号

平成26年3月20日条例第51号

平成28年3月23日条例第22号

平成31年3月26日条例第37号

令和2年12月18日条例第43号

(設置)

第1条 市民の情操を豊かにし、教養を高め、芸術文化の向上を図るとともに、健康と体力の増進を助長し、体育及びスポーツの振興に寄与するため、高岡市ふくおか総合文化センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 高岡市ふくおか総合文化センター

位置 高岡市福岡町大滝44番地

(施設)

第3条 センターに、次に掲げる施設を置く。

- (1) 文化ホール
- (2) イベントホール
- (3) 研修室
- (4) 和室
- (5) ギャラリー
- (6) アリーナ
- (7) フィットネスジム

(事業)

第4条 センターは、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 音楽、演劇、舞踊等の公演会、発表会その他文化的な催物の企画及び実施
- (2) 芸術文化、体育、スポーツ等に関する活動のための施設の提供
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために高岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第4条の2 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第4条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 事業の実施に関する業務
- (2) 利用の許可に関する業務
- (3) 利用に係る料金の收受及び決定に関する業務
- (4) 施設、設備及び備品の維持管理に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務

(開館時間)

第5条 センターの開館時間は、午前9時から午後9時30分まで(日曜日にあつては、午前9時から午後5時まで)とする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 火曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)
- (2) 休日の翌日(その日が日曜日、土曜日又は休日に当たるときは、その日後において最も近いこれら以外の日)
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(利用の許可)

第7条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の際、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第8条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの利用を許可しない。

- (1) 公益若しくは公安を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設、設備等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) センターの管理上支障があると認められるとき。
- (4) 中学生以下の者がフィットネスジムを利用しようとするとき。ただし、指定管理者が特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

(5) 前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認められるとき。

(利用の許可の取消し等)

第9条 指定管理者は、第7条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用許可の条件を変更し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 利用許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により利用の許可を受けた事実が明らかとなったとき。

(4) 前条各号に規定する事由が発生したとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による処分をした場合において利用者に損害が生ずることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(特別の設備)

第10条 利用者は、センターの利用に当たって、特別の設備をなし、又はセンターの施設等に変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第11条 利用者は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第12条 利用者は、センターの利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第9条第1項の規定により、利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者が代わってこれを執行し、その費用を当該利用者から徴収することができる。

(入館の制限)

第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を制限し、又は退館を命ずることができる。

(1) 他の利用者に迷惑をかけるおそれがあると認められる者

(2) 施設、設備等を汚損し、又は損傷するおそれがあると認められる者

(3) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑になる物品又は動物の類を携帯している者

(4) センターの管理上必要な指示に従わない者

(利用料金)

第14条 利用者は、指定管理者にセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を利用の許可の際に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責めによらない事由によりセンターを利用することができなくなったとき。

(2) 指定管理者の都合により利用の許可を取り消したとき。

(3) 利用者が利用期日の10日前までに利用許可の取消し又は変更を願い出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の事由があると認めたとき。

(損害賠償)

第17条 利用者及び入館者は、故意又は過失により建物、附属設備、器具等を損傷し、汚損し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の総合町民センターの設置及び管理に関する条例(平成9年福岡町条例第1号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成24年9月26日条例第26号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第23号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に利用の許可を受けた者に係る使用料(アリーナに係るものを除く。)については、なお従前の例による。

3 施行日前に発行したフィットネスジムの定期券については、改正後の別表3の表の規定にかかわらず、その有効期間中に限り、なお使用することができる。

附 則(平成28年3月23日条例第22号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に利用の許可を受けた者に係る使用料(アリーナに係るものを除く。)については、なお従前の例による。

3 施行日前に発行したフィットネスジムの定期券については、改正後の別表3の表の規定にかかわらず、その有効期間中に限り、なお使用することができる。

附 則(令和2年12月18日条例第43号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第14条関係)

1 文化ホール、イベントホール、研修室等

区分		金額(円)					
		午前9時から正午まで	午後1時から5時まで	午後6時から9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
文化ホール	平日	7,850	11,000	15,710	18,850	26,710	34,570
	土・休日	12,570	22,000	28,280	25,140	39,280	47,140
	日	12,570	22,000	—	25,140	—	—
イベントホール		6,280	9,420	11,000	15,710	20,420	26,710
ホール楽屋		1回につき810円					
第1研修室		1時間につき780円(全日利用の場合は、9,420円)					
第2研修室							
第3研修室							
第4研修室		1時間につき620円(全日利用の場合は、7,540円)					

第5研修室	
和室	1時間につき780円(全日利用の場合は、9,420円)
ギャラリー	1日につき6,800円

備考

- 1 文化ホール及びイベントホールの利用者が入場料等を徴収するときは、次の区分(入場料等が2種類以上ある場合は、最高額とする。)により利用料金を加算する。
 - (1) 入場料等が1,000円を超え3,000円以下のときは、この表に定める額(以下この表において「基本利用料金」という。)の20パーセントに相当する額
 - (2) 入場料等が3,000円を超えるときは、基本利用料金の50パーセントに相当する額
- 2 準備又はリハーサル等のため別の日に文化ホールを利用する場合の利用料金は、基本利用料金の80パーセントに相当する額とする。
- 3 冷房又は暖房を使用する場合は、基本利用料金の20パーセントに相当する額を加算する。
- 4 許可を受けた利用時間を超えるときは、1時間延長するごとに、許可を受けた利用時間区分による基本利用料金の30パーセントに相当する額を加算する。
- 5 商業宣伝活動を目的として利用する場合は、基本利用料金の50パーセントに相当する額を加算する。
- 6 利用時間1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 7 利用料金の算定に当たって、10円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

2 アリーナ

区分		金額(円)					
		午前9時から正午まで	午後1時から5時まで	午後6時から9時30分まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで
アマチュアスポーツに利用する場合	全面占用	4,710	6,280	5,650	11,000	11,940	16,650
	半面占用	2,510	3,140	2,820	5,650	5,970	8,480
	4分の1占用	1,250	1,570	1,410	2,820	2,980	4,240
アマチュアスポーツ以外に利用する場合	全面占用	18,850	25,140	22,000	44,000	47,140	66,000
個人利用	1回3時間	一般 300円					

	以内	児童・生徒 150円
アリーナ控室・会議室		1時間につき520円(全日利用の場合は6,280円)
アリーナ放送室		1回1式 2,090円

備考

- 1 アマチュアスポーツに利用する場合で、入場料等を徴収するときは、入場料等の最高額に70を乗じて得た額を加算するものとする。
- 2 アマチュアスポーツ以外に利用する場合で、入場料等を徴収するときは、入場料等の最高額に100を乗じて得た額を加算するものとする。
- 3 冷房又は暖房を使用する場合は、1時間当たり6,280円を加算する。
- 4 照明(1000ルクス以上の照度を必要とする場合に限る。)を使用する場合は、1時間当たり1,570円を加算する。
- 5 許可を受けた利用時間を超えるときは、1時間延長するごとに、許可を受けた利用時間区分によるこの表に定める額の30パーセントに相当する額を加算する。
- 6 利用時間1時間未満の端数は、1時間として計算する。
- 7 「児童、生徒」とは、小学校児童及び中学校生徒とする。
- 8 利用料金の算定に当たって、10円未満の端数を生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

3 フィットネスジム

区分		金額(円)	
		一般	満60歳以上
定期券	1箇月	4,080	2,720
	3箇月	10,890	6,800
	6箇月	20,420	12,250
1回券		800	500

4 附属設備

区分	備品名	単位	1回の金額(円)	備考
楽器	ピアノ(ヤマハCFⅢS)	1台	5,090	調律は実費
	ピアノ(ヤマハCFⅡ)	1台	500	調律は実費
舞台設備	音響反射板	1式	1,520	
アリーナ設備	フローシート	1枚	100	1枚当たり 1.37M≠37M
	電光得点表示板	1台	100	

